

南工場建替事業に係る環境影響評価準備書について（答申）

当審査会は、令和3年11月12日に市長から南工場建替事業に係る環境影響評価準備書について諮問を受け、これまで2回の審査を行った。

本事業は、広島市の安定的なごみ焼却体制を維持するため、老朽化が進行している南工場について、令和10年度（2028年度）の稼働開始を目指して建替えを行おうとするものである。

本事業の特性及び地域特性に応じた適切な環境保全措置が講じられ、事業の実施に伴う周辺環境への影響が可能な限り回避・低減されたものとなるよう、以下のとおり審査結果に基づく意見を述べる。

1 騒音について

- (1) 建設機械の稼働による騒音について、環境の保全等に配慮が必要な施設である広島大学附属東雲小学校・中学校への影響が懸念されるため、必要な環境保全措置を講じること。
- (2) 事業計画地西側の住居等への施設の稼働に伴う騒音について、高速道路の橋脚など事業計画地付近の構造物による反射の影響を考慮した予測結果を評価書に記載し、必要に応じて環境保全措置を講じること。
- (3) 騒音の予測に用いた廃棄物運搬車両の台数を令和元年度実績と同程度とした根拠について、評価書に明確に記載すること。

2 地下水汚染について

工事の実施に伴う地下水への影響について、潮の干満による地下水位の変動を周年にわたって考慮した環境保全措置を講じること。

3 土壌汚染について

工事の実施に伴い、土壌汚染の拡散が生じることのないよう、土壌汚染の程度に応じた適切な措置を講じること。

4 景観について

事業計画地東側の道路に面した部分について、建築物等からの圧迫感を可能な限り軽減するよう、施設の配置等に配慮すること。

5 温室効果ガス等について

温室効果ガス排出量の予測結果について、発熱量当たりのCO₂排出量、現南工場との比較及び広島市の他の2つの焼却工場を合わせた排出量の変化なども含め、評価書にわかりやすく記載すること。